



## なぜ還付になるの？ 市が税額計算を誤っているの？



これは制度上によるもので、  
市が税額計算を誤っていたものではありません。

公的年金からの特別徴収は、地方税法により当該年度の年税額を4月から翌年の2月までの年金で天引きをすることと定められています。

4月・6月・8月の年金からは前年度年税額の6分の1相当額を天引きし（仮徴収）、10月・12月・2月の年金からは年税額から仮徴収額の合計額を差し引いた額の3分の1相当額を天引きします（本徴収）。

この仕組みは、昨年度と今年度の年税額に大きな差がない場合は、問題ありません。しかし、医療費控除等の申告により所得控除が増え、昨年度に比べ市県民税額の減少があった場合などに還付が発生します。（年税額より仮徴収額が大きい場合）→下記の例参照

（例）

### ● 昨年度の年税額 90,000 円が、今年度 105,000 円になった場合

徴収方法	仮徴収			本徴収		
	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分	2月分
特別徴収税額	15,000円	15,000円	15,000円	20,000円	20,000円	20,000円
計算方法	90,000円 ÷ 6 = 15,000円			(105,000円 - 45,000円) ÷ 3 = 20,000円		

### ● 昨年度の年税額 90,000 円が、今年度 25,000 円になった場合

徴収方法	仮徴収			本徴収		
	4月分	6月分	8月分	10月分	12月分	2月分
特別徴収税額	15,000円	15,000円	0円	0円	0円	0円
年税額	15,000円	10,000円	0円	0円	0円	0円
還付額	0円	5,000円	0円	0円	0円	0円

年税額が6月に決定するため、還付が発生します。